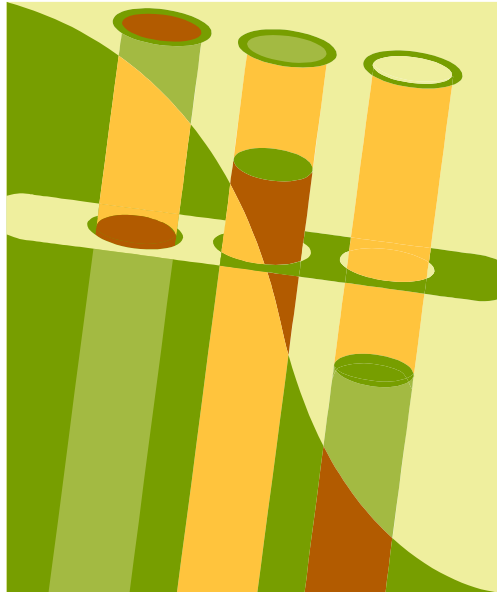


4 化学物質



(1) 令和6年度 ダイオキシン類の状況について

所沢市では、ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項に基づき、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況について調査測定を行っています。

測定結果は、下記測定項目において全て環境基準を達成しています。

■ダイオキシン類測定項目(令和6年度)

測定項目 \ 測定地点	教育センター	東所沢測定局	セキ島まちづくり	金井(水域名不老川橋)	清柳(水域名柳瀬川橋)	下富

○大気試料

大気(PCDD+PCDF、CO-PCB)	○	○	○			
----------------------	---	---	---	--	--	--

○水質試料

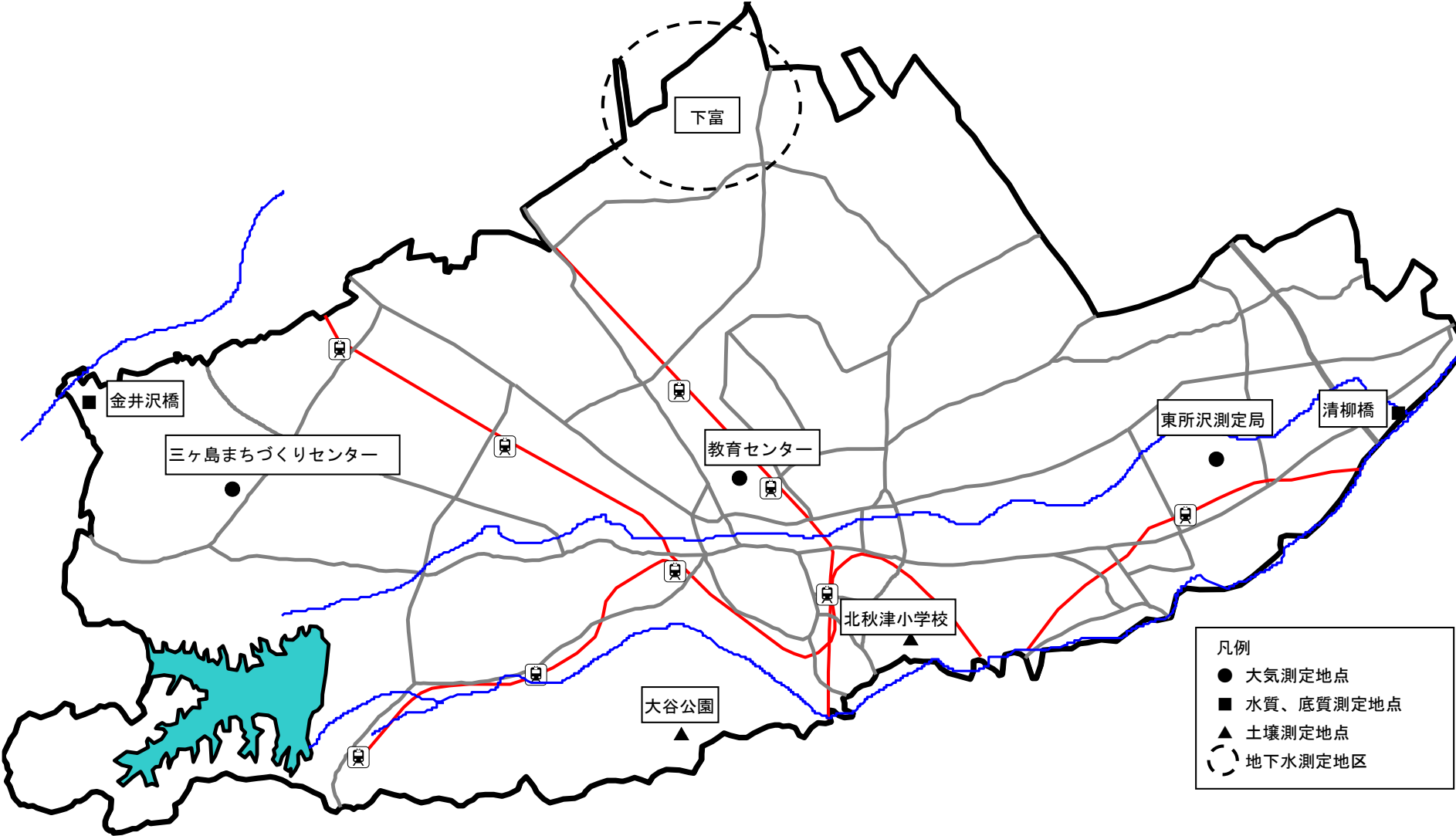
河川水(PCDD+PCDF、CO-PCB)				○	○	
河川底質(PCDD+PCDF、CO-PCB)				○	○	
地下水(PCDD+PCDF、CO-PCB)						○

測定項目 \ 測定地点	や老人憩の荘	長栄寺南霊園	中央中学校	北秋津小学校	富岡まちづくりセンター	花園緑地	上新井西公園	大谷公園	三ヶ島中学校	林神社

○土壌試料

土壌(PCDD+PCDF、CO-PCB)				○				○		
----------------------	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--

■ダイオキシン類測定地点(令和6年度)



(2) ダイオキシン類に係る環境基準

項 目	基 準 値
大 気	0.6 pg- TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1 pg- TEQ/l 以下
水底の底質	150 pg- TEQ/g 以下
土 壤	1,000 pg- TEQ/g 以下 土壌にあっては、*調査指標値 250 pg-TEQ/g が定められています。 *調査指標値：環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとされています。

1. 基準値は 2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とします。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とします。

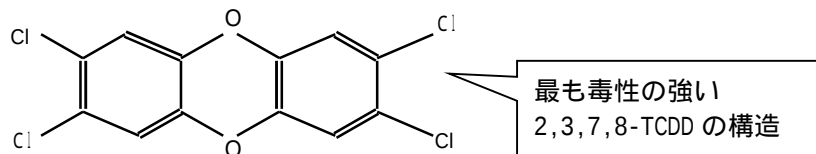
○ ダイオキシン類

単位の説明

pg(ピコグラム)…… 1 兆分の 1 グラム

ng(ナノグラム)…… 10 億分の 1 グラム

TEQ(毒性等量)……ダイオキシン類は毒性がそれぞれ異なるため、最も毒性の強い 2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性に換算して得られる量を言います。



(2,3,7,8-TCDD)の毒性を 1 として他の種類の毒性を換算した係数(TEF)を用います。

■ ダイオキシン類濃度 × TEF = TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類とは下図のとおり、

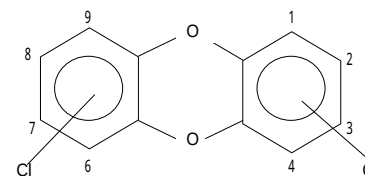
ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)

ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)

コプラナーPCB (Co-PCB)

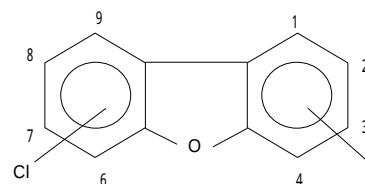
の 3 種類(ダイオキシン類対策特別措置法) となっており、現在、確認されている異性体数及び毒性等価係数が定められている異性体数の種類は下記のとおりです。

PCDD



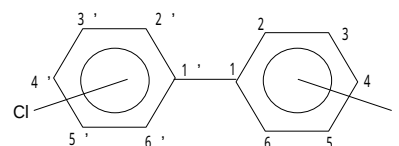
異性体数：75 種類
うち毒性あり：7 種類

PCDF



異性体数：135 種類
うち毒性あり：10 種類

Co-PCB



毒性あり：12 種類

(3) 令和 6 年度ダイオキシン類環境調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき実施した令和 6 年度ダイオキシン類環境調査結果の概要をお知らせします。

2 . 調査方法

試料種類	調 査 方 法
大 気	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和 4 年 3 月環境省 水・大気環境局総務課 ダイオキシン対策室 大気環境課）」に準拠
河 川 水	「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法（JIS K 0312（2020））」に準拠
河 川 底 質	「ダイオキシン類に係る底質調査マニュアル（令和 4 年 3 月環境省 水・大気環境局水環境課）」に準拠
土 壌 調 査	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和 4 年 3 月環境省水・大気環境局土壌環境課）」に準拠
地 下 水 質 調 査	「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法（JIS K 0312（2020））」に準拠

1 . 調査地点及び採取日

■ 大気試料

調査地点		春季採取日	夏季採取日	秋季採取日	冬季採取日
A-1	東所沢測定局	令和 6 年 5 月 21 日 ~ 5 月 28 日	令和 6 年 7 月 9 日 ~ 7 月 16 日	令和 6 年 10 月 1 日 ~ 10 月 8 日	令和 7 年 1 月 7 日 ~ 1 月 14 日
A-2	教育センター				
A-3	三ヶ島まちづくりセンター				

■ 水質及び底質試料

調査地点		採取日	
		河川水	河川底質
R-1、T-1	金井沢橋（不老川）	令和 6 年 11 月 25 日	令和 6 年 11 月 25 日
R-2、T-2	清柳橋（柳瀬川）	令和 6 年 11 月 25 日	令和 6 年 11 月 25 日

■ 土壌

調査地点		採取日
S-9	北秋津小学校	令和 6 年 11 月 12 日
S-13	大谷公園	令和 6 年 11 月 12 日

■ 地下水

調査地点		採取日
W-1	下富	令和 6 年 11 月 12 日

3. 調査結果

1)大気試料

全ての調査地点において、大気に係る環境基準(0.6pg-TEQ/m³ 以下(年平均値))を満足している状況にあった。

調査地点		毒性等量 (pg-TEQ/m³)				
		春季	夏季	秋季	冬季	年平均値
A-1	東所沢測定局	0.0084	0.012	0.0073	0.014	0.010
A-2	教育センター	0.0076	0.011	0.010	0.0093	0.0095
A-3	三ヶ島まちづくりセンター	0.0078	0.011	0.0079	0.0072	0.0085
平 均 値		0.0079	0.011	0.0084	0.010	0.0093

毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままの値を用い、検出下限未満は検出下限の1/2の値を用いて算出した。

2)水質及び底質試料

全ての調査地点において、水質、底質に係る環境基準（1pg-TEQ/ℓ 以下、 150pg-TEQ/g 以下）を満足している状況にあった。

調査地点		水質における毒性等量 (pg-TEQ/ℓ)	底質における毒性等量 (pg-TEQ/g)
R-1、T-1	金井沢橋（不老川）	0.10	4.7
R-2、T-2	清柳橋（柳瀬川）	0.063	0.46
平 均 値		0.082	2.6

毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままの値を用い、検出下限未満は検出下限の1/2の値を用いて算出した。

3)土壌試料

全ての調査地点において、土壌に係る環境基準（1,000pg-TEQ/g 以下）を満足している状況にあった。

調査地点		毒性等量 (pg-TEQ/g)
S-9	北秋津小学校	7.0
S-13	大谷公園	16

全地点平均値	12
--------	----

毒性等量の算出の際、定量下限未満の数値はゼロとして算出した。

4)地下水試料

全ての調査地点において、水質に係る環境基準（1pg-TEQ/ℓ 以下）を満足している状況にあった。

調査地点		毒性等量 (pg-TEQ/ℓ)
W-1	下富	0.058

毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままの値を用い、検出下限未満は検出下限の1/2の値を用いて算出した。

4. ダイオキシン類摂取量（暴露評価）の推定

本調査結果に基づくダイオキシン類摂取量（暴露評価）の推定結果は、0.41pg-TEQ/kg/日であり、耐容一日摂取量（4pg-TEQ/kg/日）を下回っている状況にあった。

	摂取量(pg-TEQ/kg/日)			
	大気 ¹	土壌 ²	食物 ³	合計
最大値	0.003	0.010	0.40	0.41
最小値	0.003	0.0044		0.41
平均値	0.003	0.0073		0.41

1 「ダイオキシンリスク評価検討会報告書（平成9年5月）」と同手法により算出した。

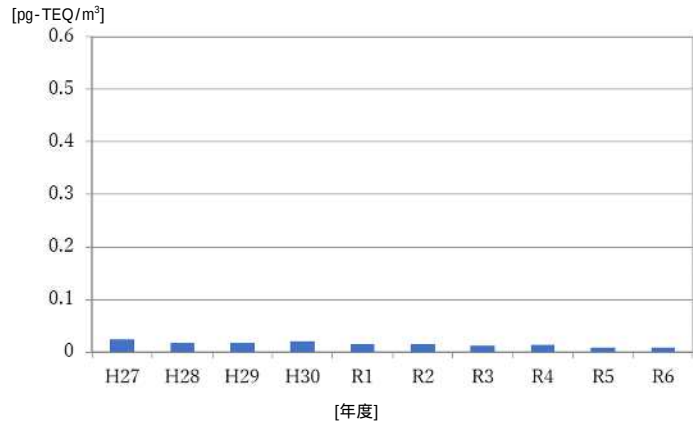
2 「土壌中のダイオキシン類に関する検討会第一次報告（平成11年7月）」と同手法により算出した。

3 令和3年度厚生労働省調査（食品からのダイオキシン類一日摂取量調査）結果における平均値を用いた。

5. 大気中のダイオキシン類濃度の推移

調査開始年度の平成9年度（0.78pg-TEQ/m³）以来、大気中ダイオキシン類濃度は低下傾向にありました。過去10年の経年変化は次図表に示したとおりです。

■大気中のダイオキシン類濃度の経年変化



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
年平均値 (pg-TEQ/m³)	0.025	0.017	0.017	0.021	0.015	0.016	0.013	0.014	0.0085	0.0093

毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままの値を用い、検出下限未満は検出下限の1/2の値を用いて算出した。

6. 焼却施設の設置状況の推移
平成8年度末からの焼却施設数の減少率は、下表のとおり98%でした。

■焼却施設の設置状況			
施設規模	平成8年度末	令和6年度末	減少率（％）
施設A（200kg/時～）	25	4	84
施設B（100kg/時～200kg/時）	61	2	97
施設C・D（30kg/時～100kg/時）	409	6	99
合計	495	12	98

平成8年度末の施設B、C、Dの施設数は、平成11年度の設置調査から推定したものです。
所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例の一部改正（平成14年12月施行）に伴い、令和6年度末現在、焼却能力30kg/h未満の焼却施設が14施設届出されています。

7. 今後の対応
- 1) ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき、引き続き、ダイオキシン類の常時監視を実施します。
- 2) 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例等の関係法令に基づき、焼却施設等の発生源に対する監視指導を引き続き重点的に実施します。

参考資料

<大気試料採取時における気象状況>

調査日	調査地点	平均気温（℃）	平均湿度（％）	平均風速（m/sec）	主風向
令和6年5月21日～28日	東所沢測定局	22.7	62	2.3	南南西
令和6年7月9日～16日	東所沢測定局	26.8	80	1.6	北西
令和6年10月1日～8日	東所沢測定局	23.3	86	1.6	北
令和7年1月7日～14日	東所沢測定局	4.7	47	1.5	北西

(4) 化学物質の排出量・移動量の集計結果

令和5年度所沢市P R T R届出データの概要

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれがある「第1種指定化学物質（515物質）」、「第2種指定化学物質（134物質）」及び「県条例で定める化学物質（14物質）」について、所沢市内の対象事業者の環境への排出量・移動量・取扱量を集計したので、お知らせします。

本発表は、令和5年度中に事業者が把握した排出量・移動量・取扱量について、令和6年4月1日から令和6年7月1日（電子届出のみ令和6年7月31日）までの間に行われた届出をもとに集計しています。

集計結果の概要

- ・排出量・移動量は、市内40事業所（全10業種）から合計44物質について届出がありました。
- ・排出量・移動量の届出が最も多かった業種は燃料小売業（28件）です。
- ・市内の総排出量は15.9トン、総移動量は8.9トン、総排出量・総移動量合計で24.8トンとなっています。このうち大気へは15.9トン（総排出量・総移動量の64%）が排出されています。
- ・排出量の多い3物質は、1-ブロモプロパン（5.7トン）、トリクロロエチレン（3.3トン）、ヘキサン（3.2トン）であり、排出量の多い3業種は、電気機械器具製造業（5.7トン）、燃料小売業（5.4トン）、金属製品製造業（2.6トン）です。

経年変化の概要

- ・排出量・移動量の届出数は減少傾向で、59件（平成18年度）から40件（令和5年度）になり、排出量・移動量の合計も、151トン（平成18年度）から24.8トン（令和5年度）と減少しています。

1. 令和5年度排出量・移動量の集計結果の概要

(1) 事業所届出状況

令和5年度中に事業者が把握した排出量・移動量について、市内で40事業所から届出がありました。（表1参照）

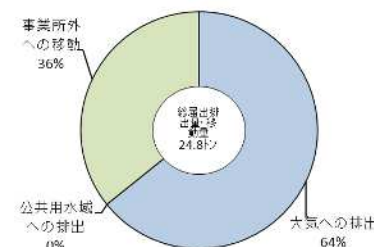
(2) 届出排出量・移動量・取扱量

排出量・移動量・取扱量

事業者から届出のあった総排出量は15.9トン、総移動量は8.9トン、合計24.8トンです。（表2参照）

また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、市内40事業所から報告された化学物質の取扱量は、16,658.4トンです。（表3参照）

■排出量・移動量の構成



総排出量：15.9トン（排出・移動量比、公共用水域含む64%）
 大気への排出：15.9トン
 公共用水域への排出：0トン
 土壌への排出：0トン
 事業所内での埋立処分：0トン

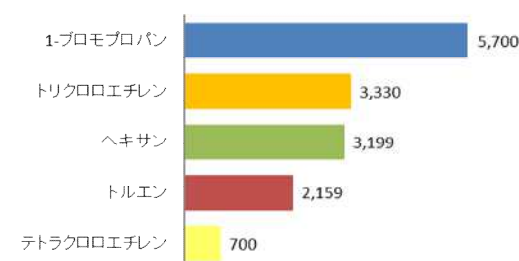
総移動量：8.9トン（同36%）
 事業所の外への移動：8.9トン
 下水道への移動：0トン

排出量の多い物質

排出量の多い5物質の合計は15.1トンで、総排出量15.9トンの95%を占めます。（表4参照）

■排出量の多い5物質

(kg/年)



業種別の排出量・移動量

排出量・移動量の多い5業種の合計は23.9トンで、総排出量・総移動量の合計24.8トンの96%を占めます。(表5参照)

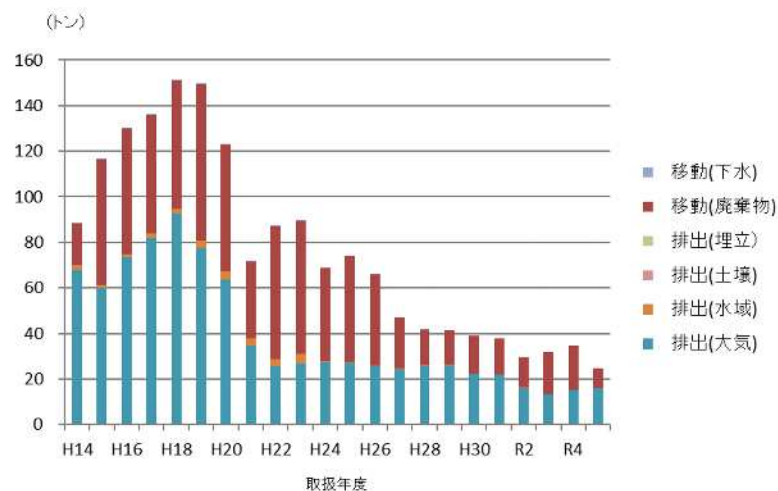
また、業種別の排出量・移動量と、排出・移動先の内訳は表6、排出量・移動量の多い3業種における、排出量・移動量上位3物質とその量については表7のとおりです。

2. 排出量・移動量の経年変化について

(1) 排出量・移動量の推移

総排出量・総移動量の合計は、令和5年度は24.8トンであり、平成18年度をピークに減少傾向にあります。(表9参照)

■届出排出量・移動量の経年変化



(2) 化学物質種類別の排出量・移動量の推移

令和3年度まではトリクロロエチレンが排出量・移動量の最も多い物質でしたが、令和4年度以降は1-ブロモプロパンが最も多い物質となっています。

(表10参照)

(3) 排出量・移動量の多い3物質

排出量 上位3物質のうち、令和元年度はトルエンが最も多い物質でしたが、令和2年度はトリクロロエチレンが最も多い物質となりました。令和3年度から再びトルエンが最も多い物質となりましたが、令和5年度は1-ブロモプロパンが最も多い物質となりました。(表11参照)

移動量 令和元年度はトリクロロエチレンが最も多い物質でしたが、令和2年度は1-ブロモプロパン、令和3年度は銅水溶性塩が最も多い物質となり、令和4年度は1-ブロモプロパン、令和5年度は、トリクロロエチレンが最も多い物質となりました。(表12参照)

(4) 排出量・移動量の多い3業種の推移

排出量 上位3業種は、令和2年度から令和4年度は燃料小売業、金属製品製造業、その他の製造業でしたが、令和5年度は電気機械器具製造業、燃料小売業、金属製品製造業となりました。(表11参照)

移動量 上位3業種は、長年、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、洗濯業となっています。(表12参照)

参 考 化学物質情報を掲載しているホームページ

経済産業省 製造産業局化学物質管理課
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html

環境省 環境保健部環境安全課 PRTR インフォメーション広場
<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)
<https://www.nite.go.jp/>

埼玉県 環境部大気環境課
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0504/index.html>

令和5年度排出量・移動量の集計結果

資料

■業種別の届出状況(表1)

(単位:事業所)

業種名		全国 届出数	市内 届出数
製造業	プラスチック製品製造業	1,013	1
	ゴム製品製造業	284	1
	金属製品製造業	1,772	1
	電気機械器具製造業	1,092	2
	輸送用機械器具製造業	1,010	1
	その他の製造業	115	1
石油卸売業		422	1
燃料小売業		14,249	28
洗濯業		206	1
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)		1,618	3
合計(全国は他を含む)		32,502	40

■届出排出量・移動量(表2)

(単位:kg/年)

	届出数	排出量				移動量				排出量・移動量	
		大気	公共用水域	土壌	埋立	計	廃棄物	下水道	計	合計	割合(%)
全国	32,502	117,168,899	12,431,458	26,433	7,250,169	136,876,959	263,985,789	1,802,844	265,788,633	402,665,592	100
埼玉県	1,408	5,560,969	236,723	0	75	5,797,767	7,842,326	72,832	7,915,159	13,712,926	3.41
所沢市	40	15,909	1	0	0	15,910	8,858	0	8,858	24,769	0.01

※1 表1・2の届出数は、化管法に基づく「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」の届出件数です。

※2 大気：大気への排出 公共用水域：公共用水域への排出 土壌：事業所内の土壌への排出 埋立：事業所内の埋立処分 廃棄物：事業所外への廃棄物としての移動
下水道：下水道への移動

※3 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数点第1位まで）の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数表示したもの。
本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合があります。

■埼玉県生活環境保全条例に基づく届出取扱量(表3)

(単位:kg/年)

	届出数	取扱量			
		第一種	第二種	その他	合計
埼玉県	1,458	555,337,970	3,706,680	60,558,210	619,602,860
所沢市	40	16,558,990	50,100	49,340	16,658,430
県内で占める割合(%)		3.0	1.4	0.1	2.7

※1 表3の届出数は、埼玉県生活環境保全条例に基づく「特定化学物質取扱量報告書」の届出件数です。

※2 「第一種」「第二種」とは、それぞれ、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律で定める「第一種指定化学物質」(515物質)、「第二種指定化学物質」(134物質)のことです。「その他」とは、埼玉県生活環境保全条例に基づき、人や生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質として埼玉県が独自に定めた物質(14物質)のことです。

■排出量の多い5物質とその量(表4)

(単位:kg/年)

	排出量の多い5物質									
	1位		2位		3位		4位		5位	
全 国	トルエン	40,223,787	キシレン	18,141,758	エチルベンゼン	14,314,179	ヘキサン	8,508,227	塩化メチレン	7,428,741
埼 玉 県	トルエン	3,245,482	ヘキサン	458,263	キシレン	365,634	塩化メチル	340,090	エチルベンゼン	252,899
所 沢 市	1-ブロモプロパン	5,700	トリクロロエチレン	3,330	ヘキサン	3,199	トルエン	2,159	テトラクロロエチレン	700

※ 1-ブロモプロパン・トリクロロエチレン・ジクロロメタン(別名塩化メチレン)は金属洗浄などに用いられています。

■排出量・移動量の多い5業種とその量（表5）

（単位：kg/年）

	排出・移動量		排出量		移動量	
	全国	所沢市	全国	所沢市	全国	所沢市
1位	化学工業	電気機械器具製造業	化学工業	電気機械器具製造業	鉄鋼業	輸送用機械器具製造業
	109,306,648	8,621	20,212,666	5,701	90,380,430	3,500
2位	鉄鋼業	燃料小売業	輸送用機械器具製造業	燃料小売業	化学工業	電気機械器具製造業
	92,814,022	5,378	19,477,524	5,378	89,093,982	2,920
3位	輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	プラスチック製品製造業	金属製品製造業	電気機械器具製造業	洗濯業
	25,177,315	4,230	14,004,457	2,600	17,470,253	1,500
4位	プラスチック製品製造業	金属製品製造業	金属製品製造業	その他の製造業	医療品製造業	金属製品製造業
	22,616,552	3,470	11,788,132	800	17,466,845	870
5位	電気機械器具製造業	洗濯業	船舶製造・修理業、船用機 関製造業	輸送用機械器具製造業	プラスチック製品製造業	ゴム製品製造業
	21,649,090	2,200	11,096,349	730	8,612,095	68

■業種別の届出排出量・移動量とその内訳（表6）

（単位：kg/年）

業 種	排出量					移動量			排出量・移動量 合計
	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
プラスチック製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	0	0	0	0	0	68	0	68	68
金属製品製造業	2,600	0	0	0	2,600	870	0	870	3,470
電気機械器具製造業	5,701	0	0	0	5,701	2,920	0	2,920	8,621
輸送用機械器具製造業	730	0	0	0	730	3,500	0	3,500	4,230
その他の製造業	800	0	0	0	800	0	0	0	800
石油卸売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃料小売業	5,378	0	0	0	5,378	0	0	0	5,378
洗濯業	700	0	0	0	700	1,500	0	1,500	2,200
一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る）	0	1	0	0	1	0	0	0	1

■排出量・移動量の多い３業種における物質とその量（表７）

業種：電気機械器具製造業

（単位：kg/年）

物質名	排出量				移動量				排出量・移動量 合計
	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
１－ブロモプロパン	5,700	0	0	0	5,700	2,800	0	2,800	8,500
ホルムアルデヒド	1	0	0	0	1	120	0	120	121
メチレンビス(4, 1－フェニレン)＝ジイソシアネート	0	0	0	0	0	0	0	0	0
りん酸トリトリル	0	0	0	0	0	0	0	0	0

業種：燃料小売業

（単位：kg/年）

物質名	排出量				移動量				排出量・移動量 合計
	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
キシレン	178	0	0	0	178	0	0	0	178
トリメチルベンゼン	44	0	0	0	44	0	0	0	44
エチルベンゼン	45	0	0	0	45	0	0	0	45
トルエン	1,359	0	0	0	1,359	0	0	0	1,359
ヘキサン	3,199	0	0	0	3,199	0	0	0	3,199
ベンゼン	286	0	0	0	286	0	0	0	286
ヘプタン	268	0	0	0	268	0	0	0	268

業種：輸送用機械器具製造業

（単位：kg/年）

物質名	排出量				移動量				排出量・移動量 合計
	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
トリクロロエチレン	730	0	0	0	730	3,500	0	3,500	4,230

届出状況や排出量・移動量の経年変化

※過去の集計結果は修正している場合があります。

■方法別にみた届出状況の推移（表 8）

（単位：件）

取扱年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
電子による届出	21	27	16	18	23	27	25	23	23	19	19	14	17	20	25	28	33	37
紙面による届出	38	32	35	28	23	17	16	18	20	22	21	26	21	19	14	11	5	3
合 計	59	59	51	46	46	44	41	41	43	41	40	40	38	39	39	39	38	40

■排出量・移動量の推移（表 9）

（単位：トン/年）

取扱年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
排出(大気)	92.7	77.4	63.8	34.6	25.4	26.9	27.5	27.1	25.4	24.4	26.1	26.0	22.2	21.8	16.0	13.3	15.3	15.9
排出(水域)	1.9	3.5	3.6	3.2	3.2	4.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.1	0	0
排出(土壌)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排出(埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排出量 合計	94.7	80.9	67.4	37.9	28.6	31.2	27.9	27.5	25.8	24.7	26.5	26.4	22.6	22.1	16.3	13.4	15.3	15.9
移動(廃棄物)	56.3	68.5	55.5	33.8	58.4	58.1	41.1	46.4	40.2	22.3	15.5	15.1	16.4	15.9	13.3	18.4	19.2	8.9
移動(下水)	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移動量 合計	56.5	68.7	55.6	34.0	58.6	58.2	41.2	46.4	40.2	22.3	15.5	15.1	16.4	15.9	13.3	18.4	19.2	8.9
排出量・移動量 合計	151.2	149.5	123.0	71.8	87.2	89.4	69.1	73.9	66.0	47.0	42.0	41.4	38.9	38.0	29.7	31.8	34.5	24.8

※ 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数点第1位まで）の合計について小数点第2位で四捨五入したもの。
本集計表の排出量等の合計した数値とは異なる場合があります。

■排出量・移動量の多い3物質の推移（表 10）

（単位：トン/年）

取扱年度	R1	R2	R3	R4	R5
1-ブロモプロパン	9.8	6.5	5.4	12.9	8.5
トリクロロエチレン	9.9	9.7	9.3	10.2	7.7
トルエン	6.1	4.4	---	5.2	---
銅水溶性塩（錯塩を除く。）	---	---	6.9	---	---
ヘキサン	---	---	---	---	3.2
上位3物質の排出量・移動量 合計	25.8	20.6	21.7	28.3	19.4
排出量・移動量に占める率	67.9%	69.4%	68.2%	82.0%	78.2%
排出量・移動量 合計	38.0	29.7	31.8	34.5	24.8

■排出量の多い3項目の推移(表 11)

(単位:トン/年)

取扱年度		R1	R2	R3	R4	R5
物質	トルエン	6.1	4.4	5.1	5.2	---
	トリクロロエチレン	4.7	5.6	3.6	5.0	3.3
	ヘキサン	---	2.9	2.9	3.2	3.2
	1-ブロモプロパン	5.8	---	---	---	5.7
	上位3物質の排出量 合計	16.6	12.9	11.6	13.5	12.2
	総排出量に占める率	75.1 %	79.1 %	86.6 %	88.2 %	76.7 %
業種	燃料小売業	5.3	4.8	4.8	5.3	5.4
	金属製品製造業	---	4.4	2.6	3.8	2.6
	その他の製造業	4.5	3.0	3.7	3.7	---
	電気機械器具製造業	6.3	---	---	---	5.7
	上位3業種の排出量 合計	16.1	12.2	11.1	12.8	13.7
	総排出量に占める率	72.9 %	74.8 %	82.8 %	83.7 %	86.1 %
総排出量		22.1	16.3	13.4	15.3	15.9

■移動量の多い3項目の推移(表 12)

(単位:トン/年)

取扱年度		R1	R2	R3	R4	R5
物質	1-ブロモプロパン	4.0	4.2	4.3	12.0	2.8
	トリクロロエチレン	5.2	4.1	5.8	5.2	4.4
	テトラクロロエチレン	---	---	---	1.8	1.5
	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	3.1	2.6	6.9	---	---
	上位3物質の排出量 合計	12.3	10.9	17.0	19.0	8.7
	総移動量に占める率	77.4 %	81.3 %	92.4 %	99.0 %	97.8 %
業種	電気機械器具製造業	8.0	7.8	11.4	12.2	2.9
	輸送用機械器具製造業	4.6	3.2	4.9	4.6	3.5
	洗濯業	1.8	1.5	1.2	1.8	1.5
	上位3業種の排出量 合計	14.4	12.5	17.5	18.6	7.9
	総移動量に占める率	90.6 %	93.2 %	95.1 %	96.9 %	88.8 %
総移動量		15.9	13.4	18.4	19.2	8.9